

令和6年度 町野小学校 いじめ防止基本方針

(令和6年4月改訂)

1 いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（平成25年 「いじめ防止対策推進法」より）

2 いじめ防止に向けての基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はない」という共通認識に立ち、全校児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるよう、全ての児童を対象に、いじめに向かわせない為の未然防止、早期発見、早期対応に取り組む。

また、いじめの認知についてはいじめの定義の解釈を明確にし、

- ・ごく初期段階のいじめ
- ・好意から行ったが意図せず相手を傷つけた場合

なども「いじめ」として認知するなど、いじめの「芽」「兆候」を見落とすことのないよう、職員で共通理解して取り組む。

いじめ問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応する。平時からの基本姿勢として以下の5点を確認する。

- (1) いじめは、「どの学校でも、どの児童にも起こり得る」ものであることを、全教職員が十分認識する。
- (2) 「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、学校教育全体を通じて、児童一人一人に徹底する。
- (3) 児童一人一人を大切にする意識や、日常的な態度が重要であることを教職員自身が認識する。
- (4) いじめが解決したとみられる場合でも、教職員の気づかないところで、陰湿ないじめが続いていることも少なくないことを認識する。
- (5) 定期的な調査だけでなく、必要に応じて、きめ細かな実態把握に努め、情報を全教職員で共有する。

3 いじめの未然防止のための取り組み

いじめを防止するには、全ての児童がいじめに巻き込まれる可能性があるものとし、全員を対象に事前の働きかけ、すなわち未然防止の取り組みを行うことが有効な対策である。そのためには、児童一人ひとりの自己有用感を高め、認め合える風土を醸成していくことが大切であるため、以下の点に重点的に取り組む。

(1) 授業づくり

- ①わかる授業（校内研修、授業の相互参観）
- ②基礎的・基本的事項の徹底習得
- ③意見を発表し合える場面設定
- ④学習規律の徹底（時間を守る、正しい姿勢、学習用具の準備、発表の仕方、聞き方）

(2) 集団づくり

- ①学級集団づくり（構成的グループエンカウンター、ソーシャルスキルトレーニング）
- ②体験活動（学校行事、委員会活動）
- ③縦割り班活動（異学年交流、縦割り班活動）

(3) 道徳教育、人権学習の推進

- ①一人ひとりの良さや違いを認め合える学習
- ②善悪の判断、実践力の養成

(4) 情報の共有

いじめ対策委員会、児童理解連絡会の開催、児童に関する情報の全職員による共有

(5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- ①インターネットの使用状況等の現状把握
- ②児童及び保護者に対する情報モラル教育や啓発活動の実施

4 いじめの早期発見の取り組み

早期発見の基本は、児童の些細な変化に気づくこと、気づいた情報を確実に共有すること、情報に基づき速やかに対応することである。そのためには、教職員が意識的に児童の様子に気を配ることが重要である。また、定期的な面談や各種調査を実施し、調査結果に基づき効果的な対応と検証を行う。

◎検証方法 毎月1回のなかよしアンケート「学校は楽しいですか」の項目について「はい」と答えた児童の割合を比較する

月	日常の観察（対象者）	月毎に（対象者）	外部関係機関との連携
4	・学級の活動（担任） ・健康観察等（養護） ・その他全般（級外）	・なかよしアンケート （生徒指導・担任） ・児童理解連絡会（全職員）	・学級懇談（担任） ・学校評議委員会（管理職・教務） ・個人面談（SC）
5	・学級の活動（担任） ・健康観察等（養護） ・その他全般（級外）	・なかよしアンケート （生徒指導・担任） ・生活アンケート （生徒指導・担任） ・児童理解連絡会（全職員） ・Q-Uテスト（担任）	・個人面談（SC）
6	・学級の活動（担任） ・健康観察等（養護） ・その他全般（級外）	・なかよしアンケート （生徒指導・担任） ・個人面談（担任） ・児童理解連絡会（全職員）	・学校公開（全職員） ・学校警察保護司会連絡協議会 （生徒指導） ・個人面談（SC）
7	・学級の活動（担任） ・健康観察等（養護）	・なかよしアンケート （生徒指導・担任）	・いじめ対応アドバイザー研修 （全職員）

	・その他全般（級外）	・児童理解連絡会（全職員）	・学級懇談（担任・全職員） ・学校評価委員会（管理職・教務） ・個人面談（SC）
8	・登校日等の活動 (全職員)	・児童理解連絡会（全職員）	・保護者との連携強化（全職員） ・小中連絡協議会（生徒指導）
9	・学級の活動（担任） ・健康観察等（養護） ・その他全般（級外）	・なかよしアンケート (生徒指導・担任) ・児童理解連絡会（全職員）	・学校警察保護司会連絡協議会 (生徒指導) ・個人面談（SC）
10	・学級の活動（担任） ・健康観察等（養護） ・その他全般（級外）	・なかよしアンケート (生徒指導・担任) ・Q-Uテスト（担任） ・個人面談（担任） ・児童理解連絡会（全職員）	・個人面談（SC）
11	・学級の活動（担任） ・健康観察等（養護） ・その他全般（級外）	・なかよしアンケート (生徒指導・担任) ・児童理解連絡会（全職員）	・学校公開（全職員） ・個人面談（SC）
12	・学級の活動（担任） ・健康観察等（養護） ・その他全般（級外）	・なかよしアンケート (生徒指導・担任) ・生活アンケート (生徒指導・担任) ・児童理解連絡会（全職員）	・学級懇談（担任・全職員） ・学校警察保護司会連絡協議会 (生徒指導) ・個人面談（SC）
1	・学級の活動（担任） ・健康観察等（養護） ・その他全般（級外）	・なかよしアンケート (生徒指導・担任) ・児童理解連絡会（全職員）	・小中連絡協議会（生徒指導） ・学校公開（全職員） ・いじめ対応アドバイザー研修 (全職員) ・個人面談（SC）
2	・学級の活動（担任） ・健康観察等（養護） ・その他全般（級外）	・なかよしアンケート (生徒指導・担任) ・個人面談（担任） ・児童理解連絡会（全職員）	・学校公開（全職員） ・学校評価委員会 (管理職・教務) ・個人面談（SC）
3	・学級の活動（担任） ・健康観察等（養護） ・その他全般（級外）	・なかよしアンケート (生徒指導・担任) ・生活アンケート (生徒指導・担任) ・児童理解連絡会（全職員）	・小中連絡協議会 (担任・生徒指導・養護教諭)

（1）学校で分かるいじめ発見のポイント

○いじめられている児童の出すサイン

〈学校での一日〉

発見する機会	観 察 の 視 点 （特に変化が見られる点）	
朝の会	□遅刻・欠席が増える。	□表情がさえず、うつむきがち。

	□出席確認の声が小さい。	
授業の開始時	□用具、机、椅子等が散乱している。 □一人だけ遅れて教室に入る。	□周囲が何となくざわついている。 □涙を流した気配が感じられる。
授業中	□正しい答えを冷やかされる。 □グループ分けで孤立することが多い。 □ひどいあだ名で呼ばれる。	□発言に対し、嘲笑が見られる。 □責任ある係の選出の際、冷やかし半分に名前が挙げられる。
休み時間	□一人でいることが多い。 □遊びの中で弱い立場の役になることが多い。	□用もないのに職員室に来る。
給食時間	□食べ物にいたずらをされる。 □その児童が配膳をすると嫌がられる。	□嫌われるメニューの時に多く盛られる。
清掃時	□椅子や机がぼつんと残る。	□最後まで一人です。
放課後	□服が汚れたり髪が乱れたりしている。 □急いで一人で帰宅する。	□用事がないのに学校に残っている。 □顔にすり傷や鼻血の跡がある。

〈注意しなければならない児童の様子〉

様子等	観 察 の 視 点 (特に変化が見られる点)	
動作や表情	□活気がなく、おどおどしている。 □独り言を言ったり、大声を出したりする。 □やる気を失う。	□視線を合わせない。 □寂しそうな暗い表情をする。 □体の不調を訴える。
持ち物	□教科書等にいたずら書きされる。	□持ち物、靴、傘等を隠される。
その他	□生活ノートや日記等に気にかかる表現が表れる。 □学用品や掲示物に落書きがある。	□嫌がらせの手紙が入っている。

(2) 家庭で分かるいじめ発見のポイント

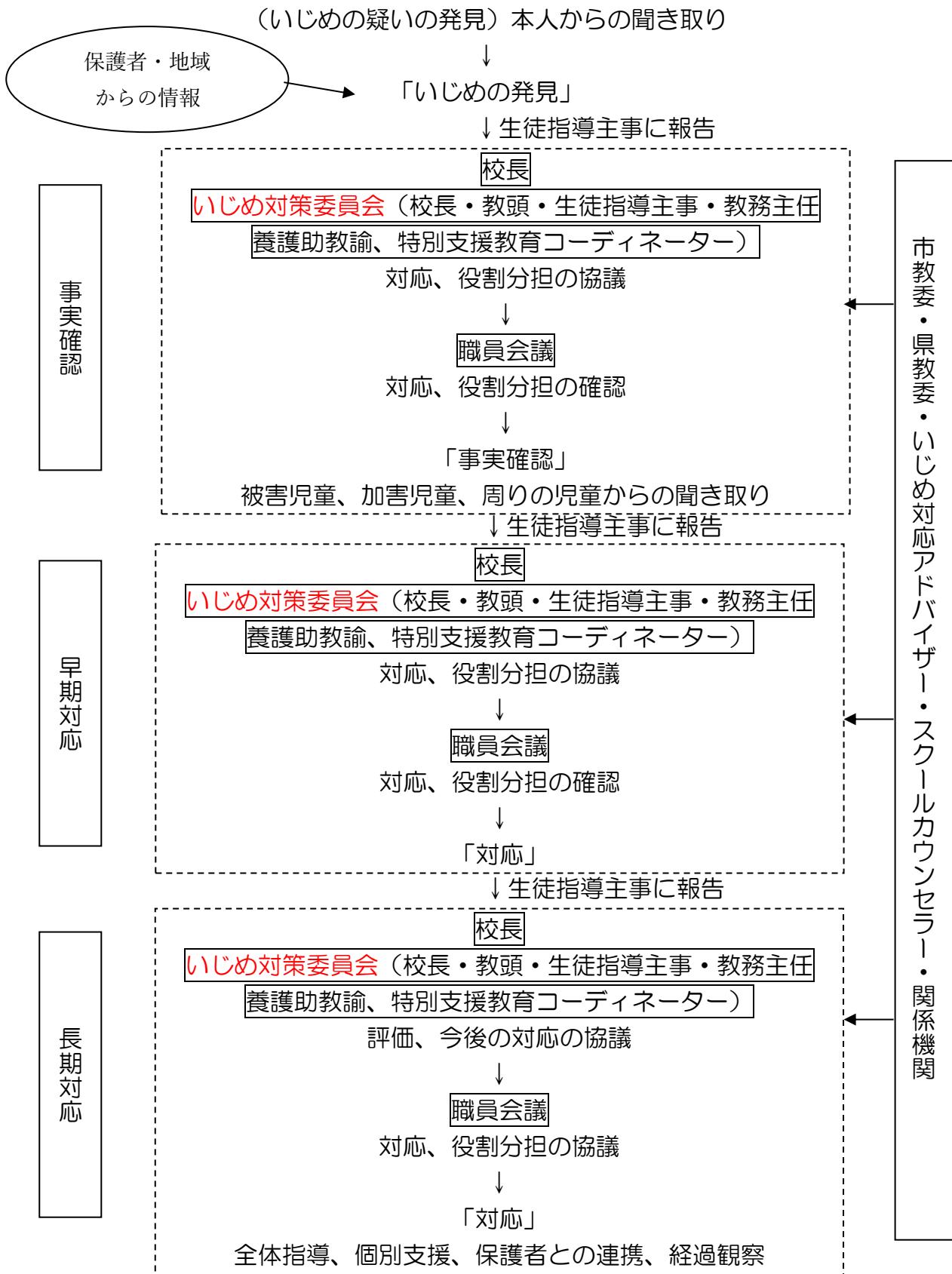
○いじめられている児童が家庭で出すサイン

観 察 の 視 点 (特に変化が見られる点)
□衣類の汚れや破れが見られたり、よくけがをしたりしている。
□学用品がなくなったり、教科書やノートに嫌がらせの落書きがされたり破れたりしている。
□食欲がなくなったり、寝付きが悪かったりして体重が減少している。
□表情が暗く、言葉数が少なくなり、いらいらして落ち着きがなくなる。
□部屋に閉じこもることが多く、ため息をついたり、涙を流したりする。
□言葉遣いが荒くなり、親や兄弟などに反抗したり、八つ当たりしたりする。
□親から視線をそらせたり、家族に話しかけられることを嫌がったりする。
□登校時刻になると、頭痛・腹痛・吐き気などの身体の不調を訴え、登校を渋る。
□転校を口にしたり、学校をやめたいなどと言い出したりする。
□「どうせ自分はだめ」など自己否定的な言動が見られ、死や非現実的なことに関心を持つ。
□投げやりで、集中力がわかない。ささいなことでも決断できない。

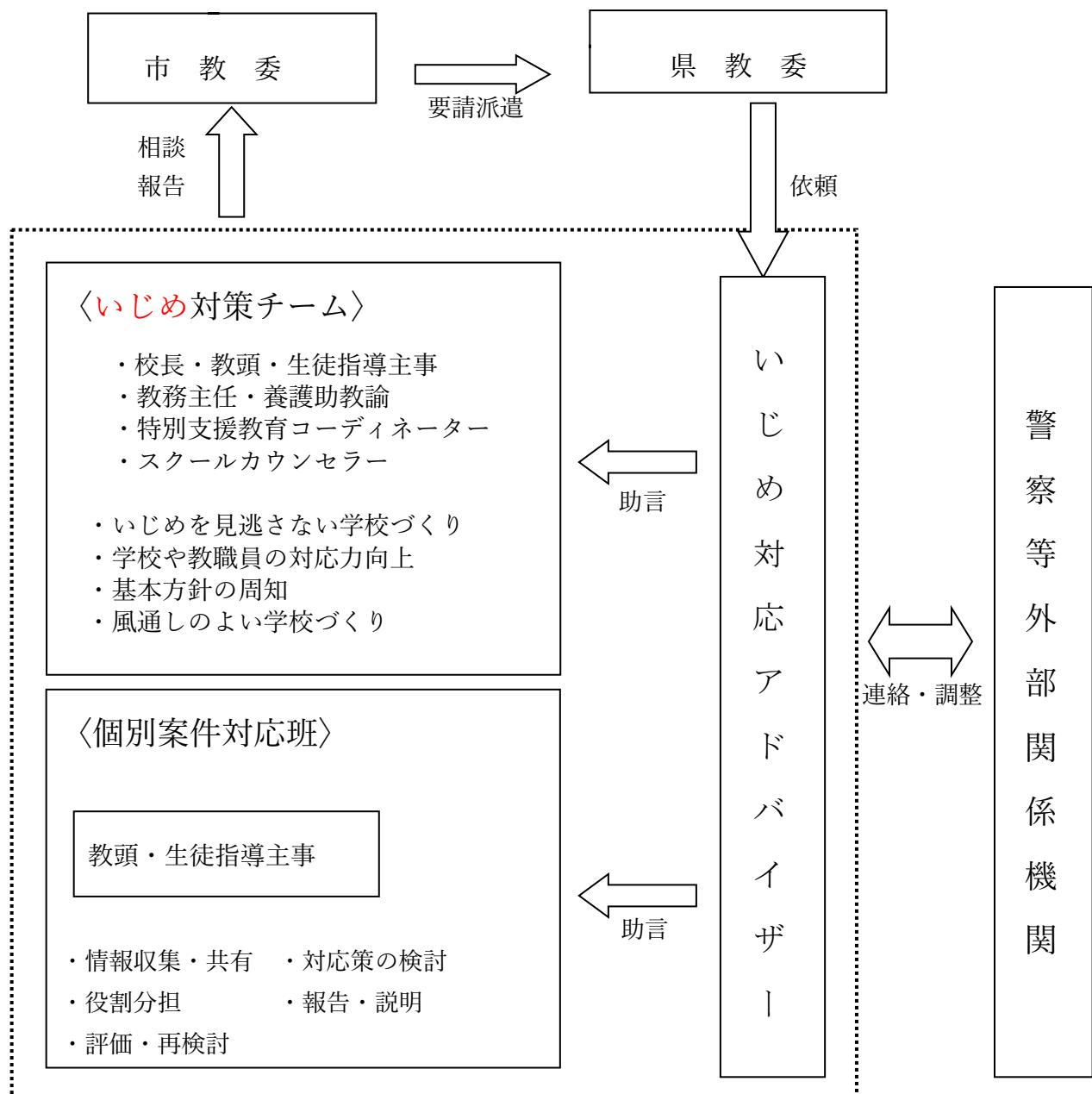
5 いじめに対する早期対応

いじめの疑いがあるような行為が発見された場合、校長のリーダーシップのもと、いじめ対策委員会が中心となり、事実関係の把握、被害児童のケア、加害児童の指導など問題の解消までを行う。

(1) いじめ問題の対処の流れ



(2) いじめに対する組織的指導体制



(3) 児童・保護者への対応

<いじめられている児童への対応>

- ① いじめられている児童を必ず守り通すという姿勢を明確に示し、安心させるとともに、教師、養護助教諭等の誰かが必ず相談相手になることを理解させる。
- ② 決して一人で悩まず、必ず友達や親、教師等誰かに相談すべきことを十分に話す。
- ③ いじめの事実関係を正しく把握することが必要であるが、その場合、冷静に、じっくりと児童の気持ちを受容し、共感的に受け止め、心の安定を図る。
- ④ 解決したなどと安易な考えを持たず、その後の言動をきめ細かく継続して見守る。
- ⑤ 児童の長所を見つけ、認めるとともに、自ら進んで取り組めるような活動を通して、やる気を起こさせ、自信を持たせる。
- ⑥ 場合によっては、緊急避難としての欠席等を保護者と相談しながら弾力的に対応する。

<いじめている児童への対応>

- ① いじめられた児童の心理的・身体的苦痛を十分に理解させ、いじめが人間として絶対ゆるされない行為であることを分からせる。
- ② いじめを見ていた児童からも事情を聴き、実態をできるだけ正確に把握する。
- ③ いじめが集団化している場合、その力関係や個人の言動を正しく判断し、指導する。
- ④ いじめた児童にいじめは犯罪であるという認識を理解させる。
- ⑤ いじめた児童の心理を十分に理解し、学校生活に目的を持たせ、人間関係や生活体験を豊かにする指導を根気強く継続して行う。
- ⑥ 解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、必要な指導を行う。
- ⑦ いじめが限度を超える場合、いじめる児童の保護者に対する出席停止措置などの厳しい対策をとる。この場合児童には立ち直りのための個に応じた指導を工夫する。

<いじめが起きた集団への働きかけ>

- ① はやしたてるなど、同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ② いじめを見ていた児童に対しても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。

<いじめられている児童の保護者への対応>

- ① いじめの訴えはもちろんのこと、どんな些細な相談でも真剣に受け止めて、誠意ある対応を心がける。
- ② 話し合いの機会を早急に持つ。その際保護者の気持ちを十分に受け止めて、対応策について協議する。また、学校として、児童を守り通すことを十分に伝える。
- ③ いじめについて、学校が把握している実態や経緯等隠さずに保護者に伝える。
- ④ 学校の様子について、その都度家庭に連絡する等、解決するまで継続的に保護者と連携を図る。
- ⑤ 必要な場合は、緊急避難としての欠席も認めるなどを伝える。
- ⑥ 児童の様子に十分注意してもらい、どんな小さな変化でも学校に連絡するよう伝える。

<いじめている児童の保護者への対応>

- ① いじめの事実を正確に伝え、いじめられている児童や保護者のつらく悲しい気持ちに気づかせる。
- ② 教師が仲介役になり、いじめられた児童の保護者と協力して、いじめを解決するため保護者同士が理解し合うように要請する。
- ③ いじめは絶対に正当化できないものであるという毅然とした姿勢を示すとともに、家庭でも十分言い聞かせてもらうよう要請する。
- ④ 児童との今後の関わり方や家庭教育の見直しについて、保護者と一緒に考え助言する。

(4) ネットいじめへの対処

- ・ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダに対して速やかに削除を求め、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

6 重大事案への対処

(1) 重大事案の定義

- ①いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- ②いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連續して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合

(2) 重大事態への対処

- ①重大事態が発生した旨を輪島市教育委員会に速やかに報告する。
教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- ②上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

7 いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 児童理解連絡会

月一回、全教職員で配慮を要する児童の現状や指導について情報の交換及び共通理解を図る。

(2) いじめ対策委員会

校長、教頭、生徒指導主事、教務主任、スクールカウンセラー等からなるいじめ防止等対策のためのいじめ対策委員会を設置し、毎月、なかよしアンケート実施後及び必要に応じて委員会を開催する。